

豊後大野市長

殿

所在地

団体名

代表者氏名

令和6年度 豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付申請書

豊後大野市公共交通事業者等事業継続支援金交付要綱第4条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 交付申請額

<input type="checkbox"/>	(1)貸切バス事業者 ※市内営業所保有台数のうち市内自主路線運行に係る実稼働台数。 台数:()台 × 115,000 円 =()円
<input type="checkbox"/>	(2)タクシー事業者 ※市内営業所保有台数のうち実稼働台数。 台数:()台 × 88,000 円 =()円
<input type="checkbox"/>	(3)福祉タクシー事業者 ※市内営業所保有台数のうち実稼働台数。 台数:()台 × 23,000 円 =()円
<input type="checkbox"/>	(4)事業者 ※市内営業所保有台数のうち主に豊後大野市内を運行するために使用されている実稼働車両台数。 台数:()台 × 23,000 円 =()円

※該当する事業区分の項目にチェックを入れ、それぞれの欄に数字を記入してください。

2 支援金交付申請に係る宣誓・同意事項

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印を入れて下さい

(交付にはすべての項目にの印が必要です。)

令和7年3月31日時点で市内に本社若しくは営業所を有しています。

市税に滞納がありません。

暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。

補助金交付決定後1年間、事業を継続します。

市長が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査には誠実に応じます。

本書記載の内容に虚偽事項その他不正手段による不正受給が判明した場合には、支援金を速やかに返還します。

【添付書類】

- ①道路運送法に基づく運輸局若しくは大分県発行の認可証・許可証の写し
- ②営業所にて保有し、かつ実際に稼働する対象車両の車両数が分かる書類
 - ・貸切バス事業者及びタクシー事業者にあつては、一般乗用旅客自動車運送事業の最新の事業計画の届出書等(運輸局若しくは大分県にて受付されているものの写し)
 - ・運転代行事業者にあつては、共済掛金明細書等、所有者と登録車両の関係が確認できる書類
- ③当該車両に係る自動車車検証の写し
- ④市税の完納証明
- ⑤その他市長が必要と認める書類
 - ・各車両の写真（前面、横面、後面）
 - ・利用者から徴する運賃がわかる書類